

番号	仕様書	頁	項目	代替案	意見及び理由	回答
1	業務委託仕様書	1	2 事業等の説明	—	2つの件名が記されているので、競札となると、1件毎になるのか、まとめて1競札1プロジェクトになるのか？ 納品先が同じくハルバ嶺になるので、2つを1つのプロジェクトにまとめたほうが効率的で海上輸送がCost Downになる。	業務委託仕様書（案）のとおり。 化学兵器廃棄設備及び危険廃棄物処理設備の輸送で1件の入札となる。
2	業務委託仕様書	2	3-（3） 中国国内輸送 令和2年4月下旬から令和2年12月28日まで	中国国内輸送 令和2年6月上旬から令和2年10月末まで	日本保管倉庫からの引取を4月から実施し、海上輸送、中国輸入手続及び荷捌き後の輸送日数を考慮するとハルバ嶺処理場到着は早く6月初旬が想定されます。 また、11月頃から国内輸送区間の道路積雪や凍結により輸送困難となり、安全性に問題があります。	業務委託仕様書（案）のとおり。 ただし、仕様書4（1）⑤を「具体的な輸送スケジュール（荷渡し要領等を含む。）については、資料1、2の梱包計画リストを基に、工事等の進捗状況等により、受託者が設備受託者及び内閣府と協議し、内閣府の承諾を得て決定すること。」に変更する。
3	業務委託仕様書	2	3-（3） 中国国内輸送 令和2年4月下旬から令和2年12月28日まで	冬期の道路事情を考慮し、輸送困難な場合は荷捌き場で長期保管を行い、翌春に輸送するものとする。 その際の追加費用について、内閣府負担とする。	令和2年11月以降の中国国内輸送については、冬期の道路事情により国内輸送が困難な状況が見込まれる。	業務委託仕様書（案）のとおり。
4	業務委託仕様書	3	4-（1）-② 輸送対象貨物は、日本において梱包された本設備であり、中国に一時輸出する設備（非課税扱い（NC品））及び消耗品・交換部品（課税扱い（C品））である。	シリアル番号が無い場合は出荷時にシリアル番号を製品現物に装着する。（輸出同一品であることを証明が必要）併せて通関書類への明記も必要である。 上段同様、事前に日本側・中国側双方の税関所見を求める。	NC品は同一貨物であることを証明するためにシリアル番号（管理番号）があるのか。積戻しの際にシリアル番号が無い場合、再輸出入通関時に課税扱いになる可能性がある。	シリアル番号（管理番号）はある。
5	業務委託仕様書	3	4-（1）-② 輸送対象貨物は、日本において梱包された本設備であり、中国に一時輸出する設備（非課税扱い（NC品））及び消耗品・交換部品（課税扱い（C品））である。	落札後、資料をそろえた上で対税関への事前相談を行うには時間が足りないため、上段同様、事前に日本側・中国側双方の税関所見を求める。	NC品の返送時期はいつ頃になるのか？ 天津側での暫定再輸出期間は輸入許可後6ヶ月間であり事前に税関に対し説明及び承認確認を行う必要がある。 併せて日本側各税関に対し事前相談を行う際に返送時期の説明を行うと共に、出荷した設備を返送する際は出荷した港に戻す必要があるのか確認を行う必要がある。（税関の意向確認）	本設備の日本への輸送時期は未定である。 受託者決定後、必要であれば内閣府及び設備受託者とともに税関へ説明をする予定である。
6	業務委託仕様書	3	4-（1）-② なお、下記数量には、EL品（輸出入貿易管理令に抵触し輸出許可された貨物）約200FTを含んでいる。	EL対象品のリスト（品目数）を各倉庫別にご提示して頂きたい。	EL対象品の明細が無く、どこの地区に保管されている貨物が対象になるのか不詳である。 保管場所が分かる場合、当該輸出許可書（EL）正本は各税関へ輸出通関時に必要になるため、船積までの所用日数にELの送付時間も加味する必要がある。当該品は分割保管されているのか否か。	EL対象品については、梱包計画リストに記載する。
7	業務委託仕様書	3	4-（1）-③-i 日本国内倉庫での荷受業務 内閣府が指定する日本国内保管倉庫での荷受け（車上渡し、解受け） 期限は、令和2年6月30日を厳守とする。	内閣府が指定する日本国内保管倉庫からの搬出及び倉庫所在地域内での車上への積み込み作業及び倉庫から解接岸壁までの横持と積み込み作業は荷受地における本設備の積み込み業務受注者の業務範囲とする。 輸送業務受注者は、事前に車上受けするか解受けするか設備梱包計画リストに記載して通知する。	5対象外業務（2）荷受地における本設備の積み込み業務のとおり、積み込み作業とその費用は対象外となります。	倉庫での設備の受渡しを明確にするため「 内閣府が指定する日本国内保管倉庫での荷受け（車上渡し） 」に変更する。 車上受け後の業務範囲は受託者になる。
8	業務委託仕様書	3	4-（1）-③-i 日本国内倉庫での荷受業務 内閣府が指定する日本国内保管倉庫での荷受け（車上渡し、解受け）	i）日本国内倉庫での荷受業務 内閣府が指定する日本国内保管倉庫での荷受け（車上渡し）	ハルバ嶺における遺棄化学兵器廃棄処理事業の化学兵器廃棄設備及び危険廃棄物処理設備に係る業務（以下、設備に係る業務）において、設備の引渡し条件については、輸送業務の受託業者は倉庫内まで設備を受取に来ること（陸上での車上渡し）と整理されております。 従いまして、設備に係る業務には倉庫から船舶等までの横持等の業務は含まれておらず、本件の受託業者が船舶等（解、台船、内航船など）で荷受けに来た場合、倉庫建屋から船舶等までの横持等の業務を行う業者が不在となり業務が実施不能となります。 については、左記の通り、本件の業務委託仕様書を見直しいただきたくお願い申し上げます。	7の回答と同じ。
9	業務委託仕様書	3	4-（1）-③-i 日本国内倉庫での荷受業務 内閣府が指定する日本国内保管倉庫での荷受け（車上渡し、解受け） 期限は、令和2年6月30日を厳守とする。	i）内閣府が指定する日本国内保管倉庫での荷受け開始日（車上渡し、解受け）は令和2年3月16日以降とし、荷受け期限は、令和2年9月30日を厳守とする。 もしくは i）内閣府が指定する日本国内保管倉庫での荷受け開始日（車上渡し、解受け）は令和2年3月16日以降とし、荷受け期限は、令和2年8月31日を厳守とする。	荷受け期間について3ヶ月の延長を要望します。 4月1日から輸送開始として、6月30日までの営業日は61日となり、全物量44,842.4FTを61日で割ると1日平均735FT、10tトラック換算で24台/日の引取りが必要となる。GW前後の繁忙期とも重なり、これだけのトラック等を集中的に確保することはコストがかさむため、経済的にも物理的にも厳しい条件と考えられる。	業務委託仕様書（案）のとおり。

番号	仕様書	頁	項目	代替案	意見及び理由	回答
10	業務委託仕様書	3	4-(1)-③-ii 日本国内輸送（日本国内での海上輸送を含む。）	内閣府が指定する日本国内保管倉庫から神戸港、名古屋港及び横浜港（左記港を基準とするが他の港を使用してもよい）に所在する内閣府が指定する日本国内保管倉庫以外の港湾施設までの輸送業務。	内閣府が指定している日本国内保管倉庫の中に、輸出港内に所在する倉庫があります。これらの倉庫を所有・管理する倉庫業者が輸送業務を行う場合、輸出港までの国内輸送業務が不要であり、公平性に欠けると判断されません。	業務委託仕様書（案）のとおり。荷受け（車上受け）後の業務範囲は、受託者になるため公平性に欠けるものではない。
11	業務委託仕様書	3	4-(1)-③-ii 日本国内輸送（日本国内での海上輸送を含む。）	内閣府が指定する日本国内保管倉庫から神戸港、名古屋港及び横浜港（左記港を基準とするが他の港を使用してもよい）に所在する内閣府が指定する日本国内保管倉庫以外の港湾施設までの輸送業務。 また事前に提出した設備別全体引取計画に基づき各保管倉庫毎に出荷方法を設備受託者と調整し、輸送・納品工程が遅延しないようにする。	事前に提出した設備別全体引取計画に基づき各保管倉庫毎に出荷方法を設備受託者と調整し、輸送・納品工程が遅延しないようにする。	2の回答と同じ。
12	業務委託仕様書	4	4-(1)-③-iii-b) iii) 海上輸送 b) パッキングリストの作成	-	パッキングリストの作成は輸送業者が表紙のみ代行することとする。リスト上の署名並びに明細は内閣府殿（設備受託者）にて行うことと良いか。又、EL該当品において分割出荷があるのか否か。 インボイス・パッキングリストへの署名を内閣府殿で行う場合、何日前にご提示を行えば署名を頂けるのでしょうか。（落札から出荷までの所要時間が非常に短く、各関係先との調整も必要になることから、輸出通関予定日に間に合わない場合もある）	貴見のとおり。 なお、パッキングリストの署名は通関業務に支障ないように対応する。
13	業務委託仕様書	4	4-(1)-③-iii-b) iii) 海上輸送 a) 輸出港におけるコンテナハンニング b) パッキングリストの作成 c) 船荷証券の確認 d) 日本国税通関検査業務（輸出許可、通関手続き等の輸出手続き、検査手続き） 8-(1)表2No.7 通関書類（インボイス、パッキングリスト、船荷証券等）	iii) 海上輸送及び通関業務 a) 輸出準備のための税番確定業務 b) 日本国税関に対するプラント申請 c) 船積単位でのインボイス、パッキングリストの作成 d) 輸出港におけるコンテナハンニング、CY搬入及び在来船への積込み	インボイスについて9項目表2の提出書類には含まれているが、インボイスの作成主体が不明確のためその作成（もしくはその補助）についても業務概要に追加すべきかと考えます。 物流業者の船積単位で商品金額を入力していく必要やELと整合させる必要もあり、インボイスの作成は通関にとって非常に重要な作業となります。 また、日本側輸出申請時は税関に対してプラント申請を事前に行うことが望ましいため、輸出者もしくは設備受託者にその協力をいただきたいです。	インボイス作成については、下記のとおり記載するが、それ以外は業務委託仕様書（案）のとおり。 「インボイス及びパッキングリストの作成」に変更する。
14	業務委託仕様書	4	4-(1)-③-iv-b) 処理作業場にて荷渡しするまでの間、本設備を長期に滞留させる場合は資料1・資料2に記載のStorage Categoryの区分毎の定めに従った保管処置を施すこと。	輸送業者の事由に因らない原因で長期に滞留させる必要が生じた場合は、別途協議のうえ長期保管対応を講じることとし長期保管のための諸費用は別途取り決めるものとする。	天津港到着後、荷捌き作業を経て処理場に輸送される期間は約5ヶ月間であり、長期に滞留させることは無いと判断される。	業務委託仕様書（案）のとおり。 滞留については、12月頃まで搬入希望日があるため、4月以降、ある程度の滞留があることは想定されている。 仮に、受託者が、梱包計画リストにある搬入希望日が11月末である梱包を5月に中国国内の荷捌き場へ持ち込んだ場合、11月まで滞留させることになる。
15	業務委託仕様書	4	4-(1)-③-iv-b) 処理作業場にて荷渡しするまでの間、本設備を長期に滞留させる場合は資料1・資料2に記載のStorage Categoryの区分毎の定めに従った保管処置を施すこと。	具体的な日数を明記して頂きたい。	長期とはどれくらいの日数を指すのか明確な基準がない。	滞留の期間については、各荷を受託者が中国国内の荷捌き場へ持ち込み時期と設備受託者の搬入希望日に合わせた荷捌き場からの発送時期によって決まるものである。 なお、滞留（日数及び期間）にかかわらず、rage Categoryの区分毎の定めに従った保管処置を実施するため、「長期」を削除し、「処理作業場にて荷渡しするまでの間、本設備を滞留させる場合は資料1・資料2に記載のStorage Categoryの区分毎の定めに従った保管処置を施すこと。」に変更する。
16	業務委託仕様書	5	4-(1)-③-iv-c) 処理作業場での荷渡し業務（屋外での車上渡しを原則とするが一部屋内車上渡しを含む。）	処理作業場での荷渡し場所は処理場平面図に示す屋外の場所及び車両が進入可能な建物1階部分における車上渡しとする。	化学兵器廃棄設備・危険廃棄物処理設備毎の屋外荷渡場所を処理場平面図に各設備の荷卸しに必要な面積と処理場入り口からの通路も表示をお願いします。また、屋内に通じる通路と入り口に段差が無い様に舗装してください。入口の幅・高さを表示してください。	業務委託仕様書（案）のとおり。 個々の荷渡しについては、具体的な輸送スケジュールの協議による。
17	業務委託仕様書	5	4-(1)-④-ii 船荷は設備受託者が輸出梱包し、内閣府が指定する日本国内保管倉庫において受託者へ車上渡しを行う	船荷は設備受託者が輸出梱包し、内閣府が指定する日本国内保管倉庫において受託者へ車上渡し及び解渡しを行う。	解渡しを追記。	7の回答と同じ。
18	業務委託仕様書	5	4-(1)-④-iii 中国国内輸送においては、輸送ルート上での重量制限及び車両の高さ制限等について輸送ルートの事前調査を行い、輸送路状況等を十分加味した安全対策を講じること。 なお、本業務には、本設備を構成する機器のうち、特殊貨物（重量物、長大物等）となるものの輸送に関し、必要に応じて実施する警備業務も含まれる。	警備業務の詳細内容を明記して頂きたい。	関係法令に準じて当該特殊貨物輸送を実施するが、当該警備業務とはどのような警備を想定しているのか。	業務委託仕様書（案）のとおり。 なお、当該警備業務とは、中国公安等との調整業務及び中国の道路交通法による先後導車の配置等である。

番号	仕様書	頁	項目	代替案	意見及び理由	回答
19	業務委託仕様書	5	4-(1)-⑤ 輸送スケジュール 具体的な輸送スケジュール（荷渡し要領等を含む。）については、内閣府並びに設備受託者の指定に基づくこと。	⑤輸送スケジュール 具体的な輸送スケジュール（荷渡し要領等を含む。）については、内閣府並びに設備受託者の指定に基づくこと。	ハルバ嶺処理場内の仮置き場の面積は極めて限定されたものであり、輸送量、スケジュールは、仮置き場の空き状況等に拘束を受けることとなります。従い、設備のハルバ嶺処理場内への輸送量、スケジュールについては、設備の工事計画に合わせて設定する必要があると認識しております。 については、左記の通り、本件の業務委託仕様書を見直しいただきたく宜しくお願い申し上げます。	2の回答と同じ。
20	業務委託仕様書	5 6	4-(1)-⑤ 輸送スケジュール 具体的な輸送スケジュール（荷渡し要領等を含む。）については、受託者が設備受託者と協議し、内閣府の承諾を得て決定すること。 4-(2)-①	輸送・荷渡し要領については、各設備単位で搬入希望一覧表の順位を優先し、1日当たり大型トレーラー5～6台程度の範囲で計画すること。	各設備の搬入希望一覧表は週単位で作成されていますが、定められた期間内に大量の設備を効率的、経済的に荷渡しするには、各設備単位で1日当たり大型トレーラー5～6台程度の輸送と荷卸し作業を行う必要があります。	2の回答と同じ。
21	業務委託仕様書	5 7 7	4-(1)-⑤ 輸送スケジュール 関係諸官庁への許認可手続等 中国政府との協議等 7-(2) 7-(3)	EL許可書正本の入手日（受渡日）、日本側/中国側との事前確認内容如何により配達可能予定日がある程度決まってくる。内閣府殿において日本側/中国側税関等各関係先へ公示前までに状況説明をしていただき、プラント申請可否も含め簡素化できないか折衝して頂くと共に通関対応方法を併せて事前確認して開示して頂きたい。 その上で、配達予定可能日の見込みが必要であれば検討することは可能である。	EL対象品の輸出許可書原本の受領日が不明確であり、且つEL対象品がこの倉庫に保管されているのが不祥であることから、各港（神戸/名古屋/横浜）輸出通関に要する日数が予測できない。 併せて現時点において日本側各税関への事前相談ができないことから、輸出通関申告方法をどのように行うのか判らない（HSコード選定、暫定輸出入通関対応可否）、且つ中国側での輸入通関においても同様に管轄税関への事前確認が出来ず、税関貨物検査有無も判らないため、現状においては5月3日までの輸送は実施できない。 併せて輸送業者は、その責めに帰することでできない事由により顧客希望スケジュール内に業務を完了できない場合は、その理由を明示した書面により履行期間の延長請求をできるものとする。 上記と併せ輸送業者の責による事由以外の輸送遅延における損害賠償は負担できない。	公示前の税関等各関係先へ状況説明及び事前確認を行うことについては、予定はないが、受託者決定後に、必要であれば行う予定である。 EL対象品については、6の回答と同じ。 履行期間の延長請求及び損害賠償については業務委託契約書による。
22	業務委託仕様書	6	4-(1)-⑧ 輸送業務の完了確認の実施 受託者は、必要に応じて内閣府職員との立会いのもと輸送完了の確認を行い、設備受託者への受渡し完了証明を速やかに内閣府に提出すること。	受託者及び設備受託者は、必要に応じて内閣府の立会のもと設備外装梱包上の確認を行い、受渡完了証明を速やかに内閣府に提出すること。	車上渡し後、設備外装梱包上のダメージの確認を行い、受渡の完了とする。	業務委託仕様書（案）のとおり。
23	業務委託仕様書	6	4-(2)-③ 業務の区切りの時点（例 海上輸送が終了した時点）において、内閣府に委託業務の実績について報告すること。	③業務の区切りの時点（例 海上輸送が終了した時点）において、内閣府に委託業務の実績について報告し、中間完了検収を実施する。	本件入札予定金額は高額になるため立替利息も大きな金額となる。 全貨物の日本出港後や輸送期間の半分の時点で入札金額の30～50%程度の輸送費用について一度受託者に費用の精算をいただきたい。	業務委託仕様書（案）のとおり。 なお、費用の精算方法は業務委託契約書による。
24	業務委託仕様書	6	5 対象外業務 以下の業務については、内閣府が別途発注するものとする。 (1) 本設備の輸出梱包業務 (2) 荷受地における本設備の積込み業務 (3) 仕向地における本設備の荷卸し業務 (4) 荷受人が行う業務	JIS規格梱包基準に準ずる梱包状態であることを基準とする。 梱包不備による貨物損傷においては責任が明確に判断できないため、どのように基準を設定するか検討する必要がある。 梱包基準が明確でない場合、再梱包を要求する。 もしくは設備受託者が第三者検定人による現物確認を実施し、船積みや輸送に耐えられる梱包であるのか否かを判断して頂く。	●木箱梱包後現在まで保管期間が長期であり、再梱包を行っていない貨物に関し、荷受け時に輸送に耐えられない梱包と輸送業者が判断した場合の対応はどのようにするのか。 ●輸送受託業者が輸送に耐えられないとする基準をどのように設定するのか。 ●再梱包を行った貨物と再梱包を行わなかった選別基準はどのようにしているのか。 ●梱包不備と判断した場合、本船荷役時に船長が受託拒否をする可能性がある。 ●中国検疫局が輸入許可を認めた木材を使用した梱包とする。 再梱包を行っていない貨物を通常通りに荷役作業/輸送業務を行っていたにも関わらず、外装梱包に損傷が発生、もしくは木箱内で荷崩れや錆、設備が作動しないといった事象が発生した場合の責任は免責とする。併せて梱包使用木材に関し検疫局から指摘を受けた際に発生する諸費用は別途請求できるものとする。	業務委託仕様書（案）のとおり。 本設備の輸出梱包業務及び荷受地における本設備の積込み業務は受託者の対象外業務であり、上記2業務は設備受託者の責任の範囲で実施する。
25	業務委託仕様書	7	7-(4)-②-i 中国国内に持ち込まれる本設備及び部品（消耗品を除く）については、中国側は、それらを一時輸入貨物として取り扱い、輸入関税、輸入関連増値税及び消費税の徴収を暫定的に行わない。	消耗品についての輸入関税等は内閣府が事前に受託者に前払いする、また立替後1週間以内に受託者に送金する。	消耗品の輸入関税等も高額となるため、受託者が立替えるのは困難である。	業務委託仕様書（案）のとおり。 輸入関税等は内閣府が直接中国側に支払いを行うため立替は発生しない。
26	業務委託仕様書	7	7-(4)-②-i 中国国内に持ち込まれる本設備及び部品（消耗品を除く）については、中国側は、それらを一時輸入貨物として取り扱い、輸入関税、輸入関連増値税及び消費税の徴収を暫定的に行わない。	内閣府殿にて事前に中国側荷受人である中儀殿に送金をしていただき、中儀殿より受託者の中国側指定銀行に、関税、増値税分の金額を輸入申告前までに振り込んでいただくものとする。送金対応が遅れると輸入許可までの所用日数に遅延が生じることからサイト指定配達日に間に合わないこともあり。 については中儀殿の支払遅延による保管料/トレーラー・トラック取消費用は別途請求できるものとし、納期遅延に関しては免責とする。	保険付保の対象になる設備価格が21,105,520千円であり、対天津税関への輸入申告時に使用するHSコード番号にもよるが中国側での関税、増値税が高額になることが予想されるため、立替を行うことができない	25の回答と同じ。

番号	仕様書	頁	項目	代替案	意見及び理由	回答
27	業務委託仕様書	7	7-(4)-②-i 中国国内に持ち込まれる本設備及び部品（消耗品を除く）については、中国側は、それらを一時輸入貨物として取り扱い、輸入関税、輸入関連増徴税及び消費税の徴収を暫定的に行わない。	落札後、資料をそろえた上で対税関への事前相談を行うには時間が足りず、入札公示前に内閣府殿が日本側・中国側双方の税関に対し状況説明をしていただき双方の税関所見を確認して頂く。	HSコード番号選定のため以前出荷をしていた設備明細と通関書類を開示して頂きたい。（落札日から実輸送日までの期間が短く通関書類準備に時間が足りないことが予想されるため。）	税関へ説明については、入札公示前には行う予定はないが、受託者決定後に必要であれば行う予定である。
28	業務委託仕様書	7	7-(4)-②-i 中国国内に持ち込まれる本設備及び部品（消耗品を除く）については、中国側は、それらを一時輸入貨物として取り扱い、輸入関税、輸入関連増徴税及び消費税の徴収を暫定的に行わない。	消耗品の通関についても協力する。中国側帰責による通関遅延によって発生するエクストラ費用については、内閣府負担とする。	消耗品の通関について協力することが明記されていない。また、積極的な協力が得られず、その通関が遅れる場合がある。	業務委託仕様書（案）のとおり。当然のことながら内閣府及び設備受託者は消耗品の通関に協力する。
29	業務委託仕様書	資料1	資料1 CATEGORY30 Outer Chamber Inner Chamber Spare Inner Chamber	—	左記の3商品について、陸送時、トラック自重を合わせて80kg超/台となっている。ハルバ嶺まで輸送ルート上(弊社の考え)、大石頭鎮高速出口下りた後に大橋がある、この橋の建築基準データを開示するは可能でしょうか。	輸送ルートについて、受託者は安全なルートを確認し、設備受託者及び内閣府と協議し、内閣府の承諾を得て決定する。
30			全般	前受金対応が出来ない場合は莫大な立替金が発生するため、該当金額を分割請求することが可能か検討いただく。もしくは1ヶ月毎に代金請求が出来ることを了承いただく。	実施期間が9ヶ月以上と長期になることから前受金対応が可能か否か。	業務委託契約書による。
31			全般	—	天災やストライキ、戦争リスクなどの輸送業者の責に帰さない不可抗力において発生した諸費用は別途協議の上請求できるものとする。同時に不可抗力による輸送遅延は免責とする。（不可抗力による業務不履行又は契約違反は契約上における業務不履行又は契約違反とはみなさない。）	業務委託契約書による。
32	業務委託仕様書	3	4-(1)-② 総貨物取扱量 約44,842.4FT（資料1・資料2の梱包計画リスト（案）に含まれる予定の追加貨物量約450FTを含む。）			質問にはないが、最終的に総貨物取扱量が約44,213.4FTになり、また、予定の追加貨物量も約550FTになったため、「約44,213.4FT（資料1・資料2の梱包計画リスト（案）に含まれる予定の追加貨物量約550FTを含む。」に変更する。上記と関連し、業務委託仕様書（案）P2 4-(1)-① 表-1 内閣府が指定する日本国内保管倉庫の倉庫⑪、⑮及び注釈が無くなり、倉庫⑪、⑮及び注釈の関連する記載を削除する。